

4 主なスケジュール

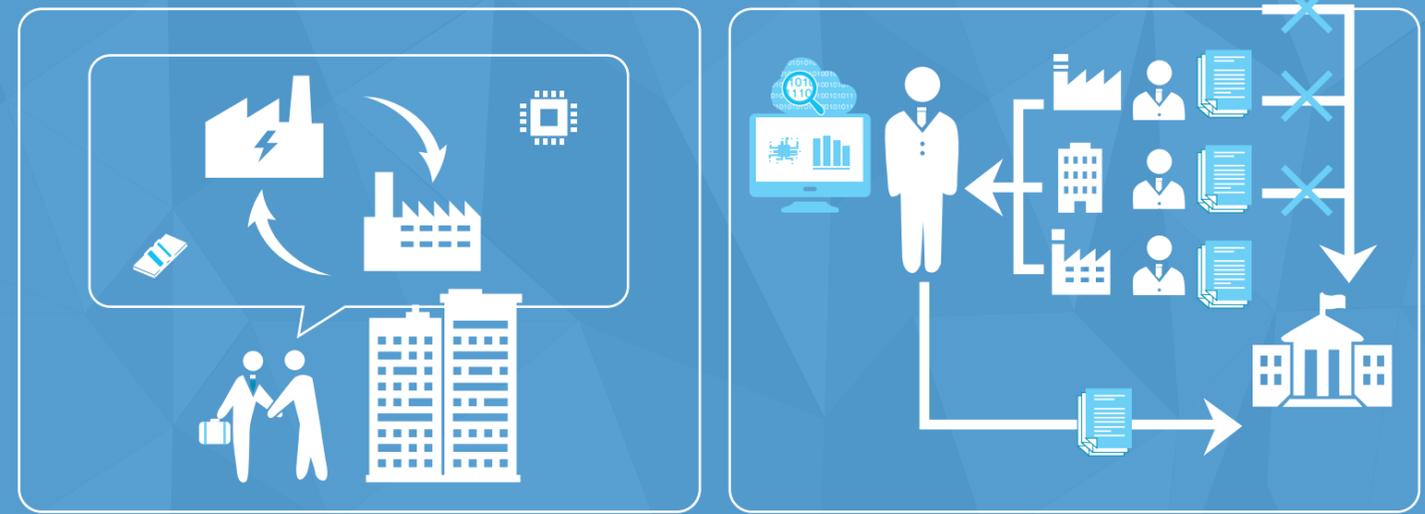
	2018年			2019年			2020年				
	10月	11月	12月	...	6月	7月	...	4月	5月	6月	...
改正法及び関係法令を施行			●								
連携省エネルギー計画の認定制度 ※任意の制度	●	●			★	★					
認定管理統括事業者の認定制度 ※任意の制度	●	●			★	★					
荷主の定義見直し 準荷主の位置づけ ※義務の制度	●										
新たな荷主の届出等 ※義務の制度								●	★	★	
中長期計画の提出頻度の軽減 ※任意の制度	●				★	★					

お問合せ先

	電話番号	担当地域
北海道経済産業局 エネルギー対策課	TEL. 011-709-1753	北海道
東北経済産業局 エネルギー対策課	TEL. 022-221-4932	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局 省エネルギー対策課	TEL. 048-600-0362	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中部経済産業局 エネルギー対策課	TEL. 052-951-2775	富山、石川、岐阜、愛知、三重
近畿経済産業局 エネルギー対策課	TEL. 06-6966-6043	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局 エネルギー対策課	TEL. 082-224-5741	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局 エネルギー対策課	TEL. 087-811-8535	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局 エネルギー対策課	TEL. 092-482-5474	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課	TEL. 098-866-1759	沖縄

制度全体に関する問合せ 資源エネルギー庁 省エネルギー課 TEL.03-3501-9726

企業連携の強化



省エネ法 が変わります



貨物輸送の効率化

1 省エネ法とは

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)では、工場等の設置者や輸送事業者・荷主に対し、省エネ取組を実施する際の目安となるべき判断基準を示し、一定規模以上の事業者にはエネルギーの使用の状況等の報告を求めたり、必要に応じて指導等を実施しています。

第196回通常国会において改正省エネ法(平成30年法律第45号)が成立し、2018年6月13日に公布されました。

2 改正省エネ法のポイント

1 連携省エネルギー計画の認定(企業連携による省エネの促進) 産業・業務・運輸部門

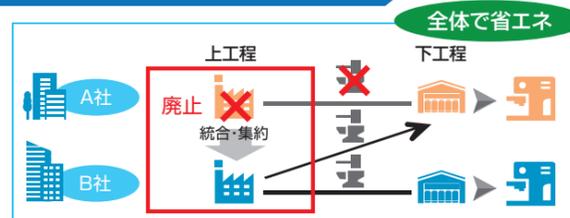
改正前

・エネルギーの使用の状況等を**企業単位で報告**するため、連携による省エネ取組を行っても、効果が適切に評価されない。

改正後

・**連携による省エネ量を企業間で分配して報告可能に**。
・国は連携省エネ事例を収集し、公表していく。

例1) 同一業界の事業者間の設備集約



例2) 荷主間の物流拠点の共同化/共同輸送

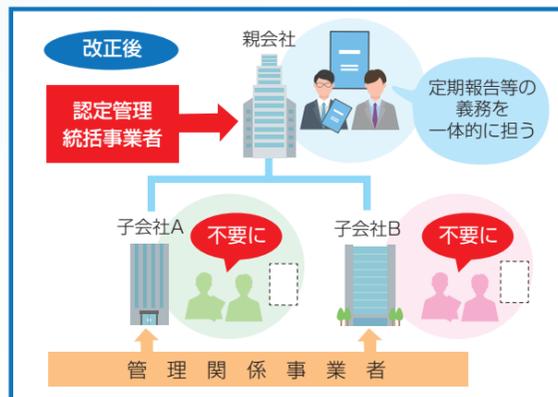


2 認定管理統括事業者の認定(グループ企業単位の省エネの促進) 産業・業務・運輸部門

<工場・事業場規制の場合>

	改正前	改正後
定期報告・中長期計画の提出	全ての特定事業者等が報告・提出	認定管理統括事業者が一体的に提出 ※事業者クラス分け評価も一体的に実施
エネルギー管理統括者等の選任	全ての特定事業者等で選任	認定管理統括事業者においてのみ選任

※エネルギー管理者及びエネルギー管理員は引き続きエネルギー管理指定工場等ごとに選任することが必要

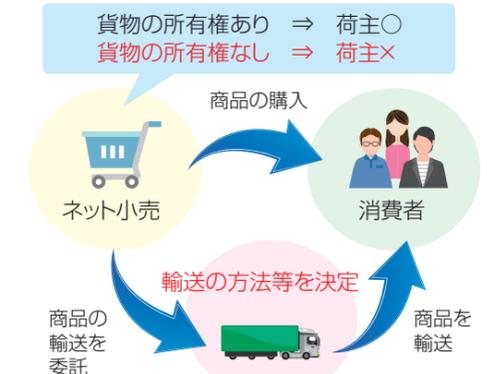


👤 : エネルギー管理統括者 👤 : エネルギー管理企画推進者 📄 : 定期報告及び中長期計画

3 荷主の定義の見直しと準荷主の位置づけ 運輸部門

改正前

・荷主: **貨物の所有者**
・荷受け側: **省エネ法上の位置づけなし**



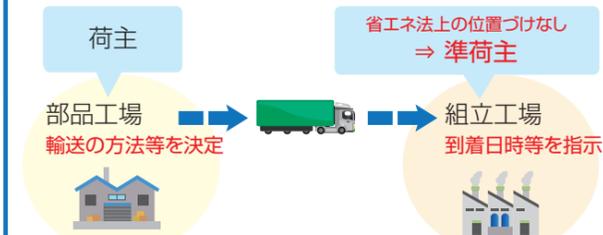
改正後

・荷主: **契約等で輸送の方法等(日時、場所、輸送モード)を決定する者**

→ 貨物の所有権のないネット小売事業者等も省エネ法の対象へ。
※貨物輸送事業者との契約がなく、輸送の方法等を決定していないモール事業者等は対象外。

・荷受け側: **準荷主**と位置づけ

→ 貨物輸送の省エネへの協力を求める。(努力規定)



4 中長期計画の提出頻度の軽減 産業・業務・運輸部門

工場等規制においては、直近過去2年度以上連続で事業者クラス分け評価制度においてS評価の場合、翌年度以降、S評価を継続している限りにおいて、計画期間内*(5年が上限)は中長期計画の提出を免除する。

※なお、中長期計画の提出頻度の軽減の条件を満たしている事業者であっても、「中長期計画」を提出することは可能。

例) 計画期間中にS評価を継続した場合

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
定期報告書の評価	A	S	S	S	S	S
中長期計画	提出	提出	提出 (免除申請)	免除	免除	提出

*提出免除の申請時の中長期計画で設定した計画期間が3年の場合

3 省エネ再エネ高度化投資促進税制(2018年度新設)

省エネ法の特定事業者等であって一定の要件を満たす者が、省エネ設備を新たに取得等して事業の用に供した場合に、**取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除は中小企業等のみ)**を措置する制度。

1 連携省エネ投資の促進

改正後の省エネ法に基づき「**連携省エネルギー計画**」の認定を受けた事業者が、当該計画の実施に必要な設備(連携関連高度省エネルギー増進設備等)を導入する際に、税制優遇が受けられる。

2 大規模な省エネ投資の促進

省エネ法に基づく「事業者クラス分け評価制度」において、**2年連続「S評価」**となった特定事業者・特定連鎖化事業者(その加盟者も含む。)が、省エネ法に基づき提出した「中長期計画書」に記載した対象設備(高度省エネルギー増進設備等)を導入する際に、税制優遇が受けられる。